

白灯油の納入に関する仕様書

1 給油方法等は契約期間内において次のとおりとする。

(1) 地下タンク（8,000リットル：2基）

オーダーに応じて1回当たり概ね6,000リットルから10,000リットル、月に1回から2回程度とする。

(2) ポリタンク（容量18リットル）約50個

指定された曜日に週1回給油。

（気象状況や学校行事、休日等により多少の調整を行うため、担当者の指示によること。）

(3) 購入予定数量 契約期間内 50,000リットル。

（予定数量はあくまでも見込みであり、数量を保証するものではありません。）

2 市場価格の変動等の事由により、契約単価の変更が必要であると認められる場合は、次の基準により協議を行うことができるものとする。（価格は税抜き）

(1) 前回契約価格決定時の指標価格（経済産業省資源エネルギー庁の石油製品価格調査：灯油（配達））と現行の指標価格に1リットル当たり2円以上の変動があった場合は、受注者又は発注者から協議の申出を行うことができる。

(2) 変更契約額（増減額）は、前回契約価格決定時の指標価格と現行の指標価格の価格差額とし、変更契約額（増減額）の算定においては指標価格の増減額の小数点第2位を四捨五入するものとする。

(3) 入札時の指標価格と当初契約額の価格差は、変更時の指標価格と変更後契約額の価格差においても維持することとし、同額（端数処理による誤差を除く。）とする。

(4) 変更契約を行う日は、申出を受理した日の翌月初日とする。

(5) 上記(1)から(4)により難い特別の事情がある場合は、別途協議を行うものとする。